

法人たより



公益社団法人 古河法人会

発行所 古河市鴻巣1189-4 古河商工会議所内
公益社団法人古河法人会 電話 0280(48)6 1 2 3
ホームページアドレス <https://www.shakoga.com/>

法人会
消費税期限内納付
推進運動

シン・いばらきメシ総選挙2024
グランプリ受賞

特製和風あんかけ
シン・茨城
あげそば
～5つの味変シン食感～

味変トッピング付き

豆乳・ラー油・ごま
柚子胡椒・カレー

「シン・いばらきメシ総選挙2024」グランプリ受賞

茨城県を代表する新たなご当地グルメを決める「シン・いばらきメシ総選挙2024」が10月12日～14日の3日間、茨城県三の丸庁舎で開かれました。五霞町は「道の駅ごか」で手打ちしている常陸秋そばを使用した「シン・茨城あげそば」でエントリーしたところ、みごと44市町村の頂点に輝きグランプリを受賞しました。「道の駅ごか」にて数量限定で販売中です。ぜひ一度ご賞味下さい。

年頭のごあいさつ



古河税務署長

松谷 正太郎

年頭に当たり、謹んで新年のお祝いを申し上げます。

公益社団法人古河法人会の皆様におかれましては、健やかに新年を迎えられたこととお慶びを申し上げます。

遠藤会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、日頃より税務行政全般にわたり、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、税に関する各種研修会や講演会の開催などを通じて会員の積極的な自己啓発を支援するほか、租税教室への講師派遣や「税に関する絵

はがきコンクール」の開催など、幅広い事業活動を積極的に展開され、正しい税知識の普及や納税思想の高揚等にご尽力いただきましたことに深く感謝申し上げます。

本年におきましても、地域のオピニオンリーダーとして、会員企業の発展のみならず、地域社会の発展のため、活発に活動されることをご期待申し上げますとともに、税務行政のよき理解者として引き続き変わらぬご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。

さて、税務行政に目を向けますと、間もなく、令和

6年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。ご自宅からのスマホとマイナンバーカードを使つてのe-Tax申告を是非ともご利用ください。

また、国税庁では、経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえ、令和5年6月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」税務行政の将来像2023」を公表いたしました。

将来像2023では、従前の「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化」に、新たに「事業者のデジタル化促進」を加えた3つの柱に基づいて、税務行政のDXを進めていくこととしております。

「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、e-Taxの普及・定着やキャッシュレス納付の利用拡大などを一層

推進するために、積極的な周知と利用勧奨に取り組みでまいりますので、引き続きご協力賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人古河法人会の益々のご発展並びに会員の皆様のご健勝と事業のご繁栄を心からご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

今年もよろしく
願います。
けんた



年頭のごあいさつ



公益社団法人古河法人会

会長 遠藤 源一郎

新年あけましておめでとうございます。令和七年の新年をご健勝にて迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年は元旦に発生した能登半島地震に始まり、夏の酷暑・南海トラフ地震臨時情報、秋の能登半島豪雨等、改めて、自然の脅威を感じさせられました。また、世界に目を向けると、アメリカ大統領選挙でのトランプ氏勝利や終わりの見えないウクライナ・中東の紛争、東アジアの情勢など世界的な社会・経済情勢の不安材料には枚挙に暇がありません。

一方、国内においては石油をはじめとする資材高や賃上げ対応、「金利のある世界」の到来等、会員の皆様には事業運営に腐心された年であったと拝察いたします。

法人会は「税のオピニオンリーダー」としての役割を担い、納税意識の高揚・税知識の普及を図るとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に寄与する社会貢献活動を積極的に展開しています。

当法人会におきましても、設立以来、税務協力団体の一員として、古河税務署のご指導の下「地域社会に貢献する団体」を目指し積極的な活動を展開して参りました。

昨年の法人会活動は、コロナ禍前の活動を再開し、地元選出国会議員や自治体への税制改正提言活動や各講演会・研修会等の税の啓発活動、女性・青年部会による小学生向け「絵はがきコンクール」や「租税教室」等の租税教育活動、各種全国大会への参加等、積極的に取り組

組んでまいりました。

日頃研修会等に参加できない会員の皆様のためには、法人会ホームページにインターネットセミナーを開設しております。また、毎年会員様向けの健康診断を実施しておりますので、どうぞ積極的にご活用ください。

会員以外の皆様には、ホームページによる情報開示や一般公開の研修・セミナーを開催するなど地域の皆様に身近な法人会を目指してまいります。

また、会員の皆様におかれましては、税務当局で進めております「電子申告納税制度(e-Tax)」の推進について自らのご活用は無論、普及へのご協力もよろしくお願い致します。

今後とも会員の皆様が、研鑽・交流を深めていただき当会がますます発展していくことを願っております。結びになります。会員の皆様のご健勝と会員企業のご繁栄を祈念いたしまして年頭の挨拶とさせていただきます。

会長 遠藤 源一郎
古河地区会 会長副会長 保土田 和秀
坂東地区会 会長副会長 小松原 裕
境地区会 会長副会長 渡辺 勉
総和地区会 会長副会長 初見 周一
三和地区会 会長副会長 須釜 利行
五霞地区会 会長

顧問 (地区会役職名)

岩崎 清 古河地区会名誉会長

弓削 重次 古河地区会名誉会長

川島 栄 古河地区会名誉会長

理事

蓮見 公男 古河地区会 副会長

野澤 豊輔 " " " "

大和田 五郎 " " " "

野村 久男 " " " "

熊木 善一 " " " "

岩崎 聖一 " " " "

荒木 弘文 坂東地区会 副会長

渡邊 隆 " " " "

吉田 忠義 " " " "

中山 達也 " " " "

吉田 孝美 " " " "

木塚 康裕 境地区会 副会長

新井 衛 " " " "

館野 正明 総和地区会 副会長

稲葉 貴大 " " " "

二宮 司 三和地区会 副会長

鈴木 誠 " " " "

知久 晃 五霞地区会 副会長

監事

小林 敏明 古河地区会 会計

中村 幸生 坂東地区会 監事

平井 俊行 境地区会 監事

活動状況

○「令和七年度税制改正

提言活動」を実施

「令和七年度税制改正に関する提言」を、地元選出代議士、及び地元市長・町長各位に、公務ご多忙の中、時間を割いて頂き面会の上、提言活動を行いました。
提言活動は全国法人会組織として、毎年実施しているものです。

令和七年度税制改正スローガン

○金利のある世界が到来。

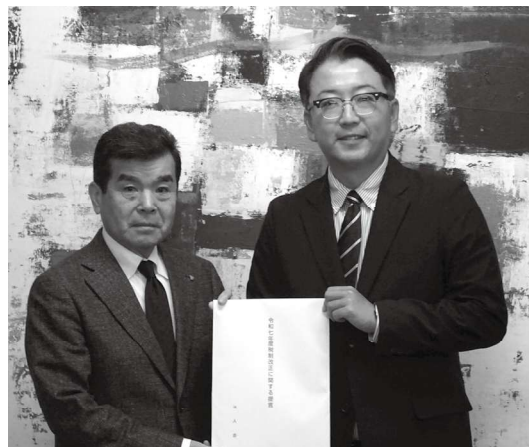
新たな財政再建の策定を！

○企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！

○人手不足など厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制措置を！

○中小企業は地域経済と雇用の担い手。本格的な事業承継の税制の創設を！

□中村勇太代議士へ提出
(十一月十日、中村代議士、遠藤会長)



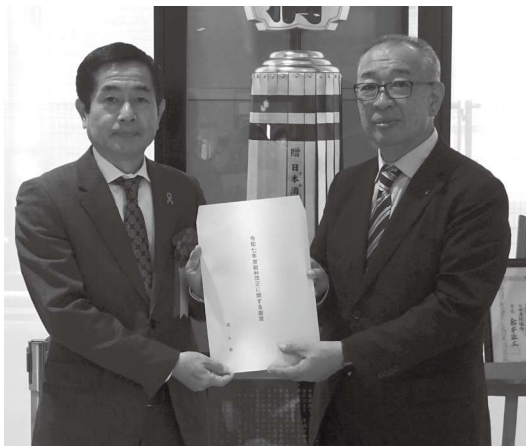
□永岡桂子代議士へ提出
(十一月二十七日、永岡代議士、遠藤会長)



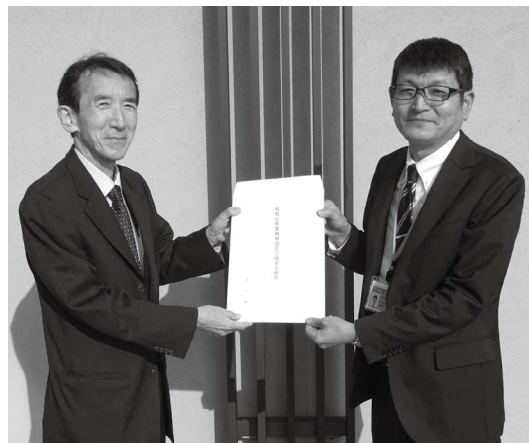
□古河市長へ提出
(十一月十四日、近藤副市長、大門事務局長)



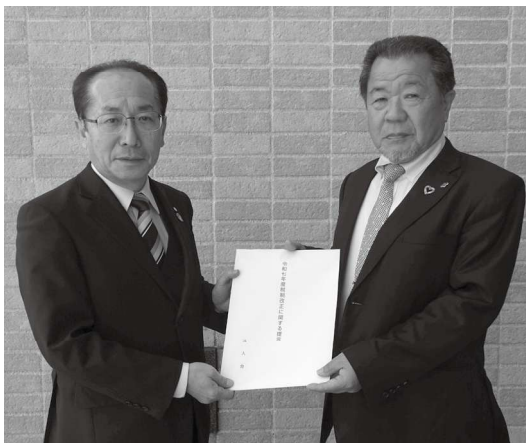
□坂東市長へ提出
(十一月十四日、山口副市長、大門事務局長)



□境町長へ提出
(十一月十四日、倉持税務課長、小松原副会長)



□五霞町長へ提出
(十一月十四日、知久町長、須釜副会長)



古河税務署管内合同納税表彰式

令和6年度の合同納税表彰式が11月14日(木)に古河市三和地域交流センター(野本電設工業コスモスプラザ)で挙行されました。



合同納税表彰式の席上表彰された当会関係の受賞者は左記の七名の方々です。

□古河税務署長表彰

○青木 博美 (古河)



□(公社)古河法人会会長表彰

○齋藤 行信 (古河)
○吉田 孝美 (坂東)
○木塚 康裕 (境)
○矢澤 香苗 (総和)
○大橋 一博 (三和)
○中山 道幸 (五霞)

消費税の期限内納付を忘れずに。

期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします!

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

消費税には
申告・納付期限^(※1)
があります。

- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。
- 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例^(※4)があります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※5)

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方は振替納税も
利用できます。

確定申告書等作成コーナーで手続に申告書が作成できます。

- ※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
- ※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
- ※4 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、2割特例を適用できません。
- ※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。



本会



正副会長会議
R6年8月28日



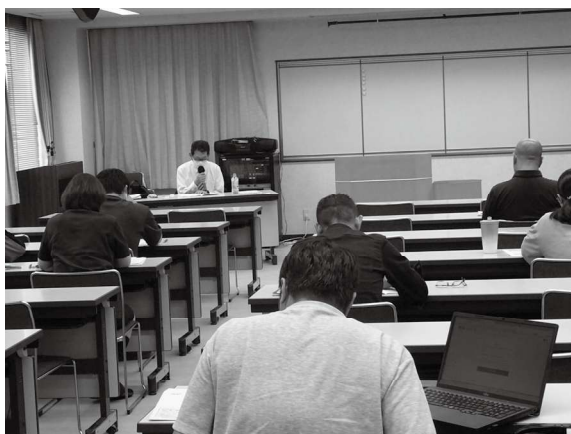
組織・広報合同委員会
R6年8月8日



全国大会鹿児島大会
R6年10月3日



理事会及び組織・厚生合同委員会
R6年10月1日



決算期別説明会
R6年10月24日



新設法人説明会
R6年10月9日

女性部会



視察研修会（豊洲方面）

R6年10月31日



正副部会長会議

R6年7月29日



税務署職場見学及び租税教室(古河第5小)

R6年11月27日



絵はがきコンクール審査会

R6年11月5日

青年部会



正副部会長会議

R6年9月26日



古河・総和・三和地区会合同税務研修会

R6年8月26日



全国青年の集い 福井大会

R6年11月8日



青年部会 古河・総和・三和地区合同 親睦ゴルフ大会

R6年10月7日

地区会たより

古河地区会



青年部会税務研修会
R6年8月9日



女性部会視察研修(高尾山・薬王院)
R6年10月23日

境地区会



女性部会視察研修(東京都庁)
R6年10月24日

坂東地区会



坂東市へ車椅子寄贈
R6年10月17日

五霞地区会



福利厚生制度研修会
R6年12月10日



青年部会五霞ふれあい祭りでのPR活動
R6年11月9日

総和・三和地区会



総和地区女性部会日帰り研修(明治座)
R6年10月7日



総和地区会青年部会視察研修(京都方面)
R6年11月7・8日



三和地区青年部会視察研修(金沢方面)
R6年11月8～9日



三和地区女性部会日帰り研修(長瀬・宝登山)
R6年11月15日



総和・三和女性部会交流会
R6年9月9日



三和・総和合同親睦ゴルフコンペ
R6年10月30日

法人会長賞



新川笑生(八俣小)

女性部会長賞



八城璃音(名崎小)

第10回
税に関する
絵はがき
コンクール

税務署長賞



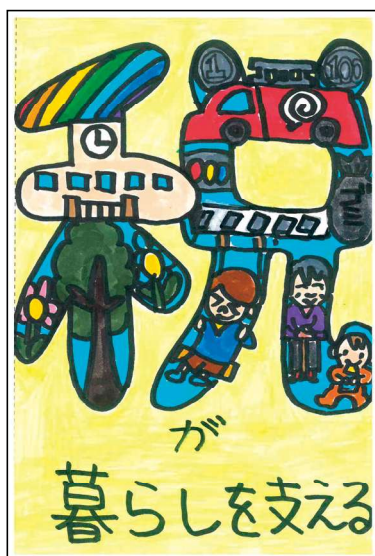
岩崎陽咲(中央小)



優秀賞



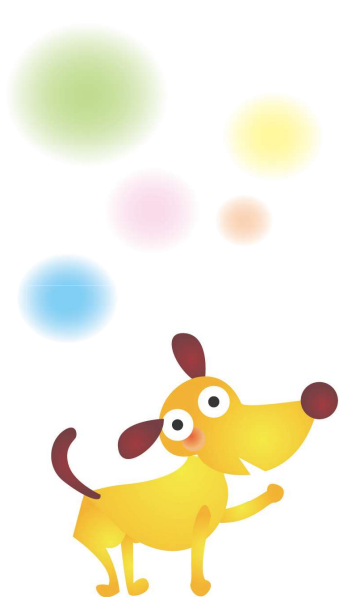
田之上心美(中央小)



黒沼誠太 (古河2小)



張替奏衣(古河1小)



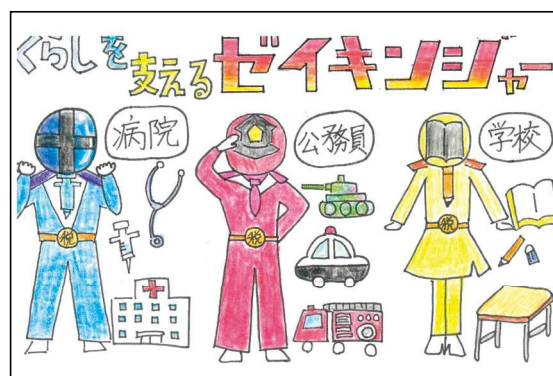
関口奈菜未(八俣小)



富山心裕(大和田小)



中川唯(八俣小)



佐藤綾芽(古河2小)



インボイス制度に関するお知らせ

インボイス発行事業者は**消費税の確定申告**が必要となります

基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合も申告が必要です

自宅で e - T a x



e-Taxを使うと自宅やオフィスから確定申告ができます。なお、個人事業者の方の確定申告は「確定申告書等作成コーナー」が便利です。

< 個人向け >
確定申告書等
作成コーナー



< 法人向け >
e-Tax
ホームページ



納税資金の計画的なご準備を！

例えば、インボイス制度の導入を機に消費税の確定申告を初めて行った個人事業者や12月決算の法人については、令和5年分では最大3か月間（10・11・12月分）の取引が申告の対象でしたが、**令和6年分では1年間分の取引を申告する必要があります。**

納税資金を計画的にご準備のうえ、期限内納付をお願いします。

簡単・便利なキャッシュレス納付

自宅やオフィスからキャッシュレスで納付ができます。

< 納付方法例 >

- 口座引落とし（振替納税）
- インターネットバンキング
- クレジットカード
- スマホ決済 など



納税に関する
総合案内



※ 申告書提出後に納付書の送付等による納税のお知らせはありませんので、ご注意ください。

インボイス制度についての一般的なお問合せ先



インボイス
コールセンター

0120 - 205 - 553（無料）

9:00～17:00（土日祝日及び年末年始を除く）

国税庁HPの「**インボイス制度に関する相談窓口一覧表**」に、相談内容に応じた各種ご相談先をまとめています。

相談窓口一覧表



国税庁（法人番号 7000012050002）

（令和6年9月）

登録を受けるかお悩みの方へ

- インボイスを交付するためには、**インボイス発行事業者として登録を受ける必要があります。**

※免税事業者が登録を受ける場合、登録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、免税事業者となることはできません（消費税の申告が必要です）。



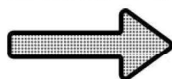
- **登録は任意**のため、売上先からインボイスを求められるかどうかなどご自身の事業実態に合わせて登録をご検討ください。
なお、消費者や免税事業者等である売上先は、**インボイスの保存を必要としません。**

- 登録のご検討に当たっては、**税務署で開催している各種説明会・相談会（個別相談）、オンライン税理士相談（中小企業庁委託事業）**などもご活用ください。

オンライン
税理士相談



登録を受ける場合



登録を受ける場合は、登録申請手续が必要です。

登録申請手続は、**e-Taxをご利用ください。**

個人事業者の方は、スマホから登録申請ができます。

e-Taxによる
登録申請手続



インボイス制度について詳しく知りたい方へ



- 国税庁HPの「**インボイス制度特設サイト**」に制度に関する情報を掲載しています。
- 制度のポイントを解説した動画やインボイスの記載事項に関するチェックシート・解説マンガなども掲載しています。

インボイス制度
特設サイト



2 割 特 例

インボイス制度を機に、免税事業者からインボイス発行事業者となられた方には、**納付税額を売上げに係る消費税額の2割とすることが**できる特例があります。

2割特例ページ



補助金などの支援策について知りたい方へ



インボイス制度に対応した**会計ソフトや受発注システム等**のITツール導入を支援する**IT導入補助金**などの支援策があります。

中小企業庁
リーフレット



国税庁（法人番号 7000012050002）

（令和6年9月）

古河税務署からのお知らせ

令和6年分「確定申告」に関するご案内

ご自宅から確定申告書を作成・送信！！

スマホとマイナンバーカードを使って、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から自宅で申告書を作成・提出（送信）できます。

また、マイナポータルとe-Taxを連携（マイナポータル連携）すると、確定申告書の該当項目が自動入力されるので、医療費通知情報や寄附金受領証明書などを1件ずつ入力する必要がなく、書類の提出保存も不要となり便利です。

さらに、給与所得や公的年金等の源泉徴収票なども自動入力の対象になります。

なお、マイナポータル連携をご利用になるには事前準備が必要となりますので、お早めの準備をお願いします。

この機会にぜひマイナポータル連携を使ったe-Taxをご利用ください。



《確定申告会場への来場を検討されている方へ》

《マイナポータル連携はこちら》

【確定申告会場】 古河税務署 会議室（古河市北町5番2号）

【開設期間】 令和7年2月17日（月）から3月17日（月）（土、日及び祝日を除きます。）

【受付時間】 午前8時30分から午後4時まで（相談は午前9時から開始します。）

確定申告会場の入場には、国税庁LINE公式アカウントから事前発行（又は当日取得）により取得した入場整理券が必要です。



入場整理券の配付状況によっては、相談受付を終了する場合があります。「国税庁LINE公式アカウント」

また、2月14日（金）以前に所得税・個人消費税・贈与税の申告相談を希望される場合は、事前に相談日時等を電話予約いただく必要があり、予約なくお越しいただいても対応できません。

【令和6年分確定申告の申告期限と納付期限】

税 目	申 告 期 限	納 付 期 限	
		現金又は電子納税	振 替 納 税
所得税及び復興特別所得税	令和7年3月17日（月）	令和7年3月17日（月）	令和7年4月23日（水）
消費税及び地方消費税	令和7年3月31日（月）	令和7年3月31日（月）	令和7年4月30日（水）
贈 与 税	令和7年3月17日（月）	令和7年3月17日（月）	

※ 納付には便利で安全な振替納税をぜひご利用ください。

金融機関や税務署に出向くことなく納付できます。

なお、申告書提出後に、税務署から納付書を送付することはありません。



「振替納税」

書面による申告書等をご提出される方へ



令和7年1月以降、確定申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととしました。申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ e-Taxを利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。ぜひご利用ください。

また、確定申告会場では、ご自宅で作成された申告書の検算（金額の確認など）や書面による申告書の作成はしていませんので、e-Tax又は郵送等での提出をお願いします。

会員の皆様へ！

＜会員向け健康診断のお知らせ＞

古河法人会では、会員の皆様への福利厚生の一環として毎年健康診断（半日人間ドック形式）を実施しております。

今年は、3月3日（月）古河商工会議所2階にて実施いたします。格安かつ短時間で効率よく受診できます。

今年も今回の法人様より申込書を同封いたしました。会員の皆様の受診申込みをお待ちいたしております。

＜インターネットセミナーのご案内＞

古河法人会では、会員の皆様向けに、インターネットセミナーを開設しております。ご利用方法は、古河法人会ホームページのホーム画面からインターネットセミナーをクリック、会員ID「hj0615」とパスワード「6123」を入力すれば毎月400以上のセミナーを視聴できます。忙しくてセミナーを受講できない方、社内研修や勉強会等にぜひご利用ください。

古河法人会事務局

電子申告で効率UP! 国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら
国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きが
インターネットで行えます。



納税にはダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告を
するとこんなメリットが!

添付書類の 提出省略	還付が スピーディー
---------------	---------------

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

法人会

イータックス 🔍 検索

さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

経営者の安心を より確かなものに 変えていきたい。

日本の会社の99%を占める中小企業。

経営者の悩みはそれぞれ異なり、多種多様。

社長ひとりで、社内のリソースで、解決するには難しいことがあります。

大同生命は保険だけでなく、あらゆる場面で経営者のお役に立てるよう、

さまざまなプログラムやサービスをお届けしてきました。

これまで半世紀に渡り中小企業と向き合い、

ともに歩んできたからこそできる支援をここに。

保険とともに全力で経営者のみなさまをサポートしていきます。

経営支援

サステナビリティ経営支援

健康経営®支援

人材採用・育成支援

災害時の安否確認

情報セキュリティ対策支援

など

病気・入院等で

働けなくなった場合の保障

お亡くなりになった場合の保障

勇退される場合のそなえ

など

経営者保障

※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

その安心で、企業とともに未来をつくる。



大同生命保険株式会社

CM特設サイトはこちら



水戸支社/下館営業所 茨城県筑西市丙205レジデンスミマス3F TEL 0296-25-5939